

労災保険給付・特別支給金一覧表

●特別加入者が業務または通勤により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて**特別支給金**が支給されます。

●労災保険から支給される給付金、年金、特別支給金は、**非課税**です。

保険給付の種類		支給要件	給付内容	特別支給金の内容	具体的な例 (給付基礎日額が1万円)
療養(補償)給付		労災による傷病について、病院や接骨院等で治療を受けたとき	給付基礎日額とは関係なく、必要な治療等が無料で受けられます。		診察、薬剤又は治療材料、処置、手術、治療、看護、移送(通院)等
休業(補償)給付		労災による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目以降、1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目以降、1日につき給付基礎日額の20%相当額	休業した暦の日数の1日につき 休業給付 6千円 特別支給金 2千円 合計 8千円
傷病(補償)年金		労災による傷病が療養開始後1年6か月を経過しても治っておらず、その程度が傷病等級に該当するとき	年金として 給付基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	一時金として 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	第1級の場合 年金 313万円 一時金 114万円
障害	障害(補償)年金	労災による傷病が症状固定した後に障害等級第1級から第7級に該当する障害が残ったとき	年金として 給付基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分	一時金として 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円	第1級の場合 年金 313万円 一時金 342万円 第7級の場合 年金 131万円 一時金 159万円
	障害(補償)一時金	労災による傷病が症状固定した後に障害等級第8級から第14級に該当する障害が残ったとき	一時金として 給付基礎日額の 第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 233日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分	一時金として 第8級 65万円 第9級 50万円 第10級 39万円 第11級 29万円 第12級 20万円 第13級 14万円 第14級 8万円	第8級の場合 一時金 503万円 一時金 65万円 合計 568万円 第14級の場合 一時金 56万円 一時金 8万円 合計 64万円
遺族	遺族(補償)年金	労災による傷病が原因で死亡したとき (配偶者や子供等受給資格のある遺族がいる場合)	年金として 給付基礎日額の 遺族1人 153(175)日分 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分 遺族4人以上 245日分	一時金として 遺族の人数にかかわらず 一律 300万円	遺族2人の場合 年金 201万円 一時金 300万円
	遺族(補償)一時金	労災による傷病が原因で死亡したとき (遺族年金の受給資格のある遺族がいない場合)	給付基礎日額の1,000日分	一時金として 一律 300万円	遺族2人の場合 一時金 1,000万円 一時金 300万円 合計 1,300万円
葬祭料(葬祭給付)		労災による傷病が原因で死亡した方の葬祭を行うとき	(315,000円+給付基礎日額の30日分)又は(給付基礎日額の60日分)のどちらか高い額		一時金 61万5千円
介護(補償)給付		労災により障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護(親族による介護を含む)を受けているとき	介護の費用として支出した額 常時介護の場合 最低保障額 73,090円 最高限度額 171,650円 随時介護の場合 最低保障額 36,500円 最高限度額 85,780円		常時家族だけが介護している場合 1か月 73,090円 随時家族だけが介護している場合 1か月 36,500円